

第 19 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 8 月 15 日（火） 14 時 00 分～14 時 31 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（18 名）

1 番委員	三浦 勝志	2 番委員	齋藤 美也子	3 番委員	對馬 忠法
4 番委員	古川 榮	5 番委員	工藤 守	6 番委員	高井 美奈子
7 番委員	今井 文雄	8 番委員	大川 哲彌	9 番委員	花田 良造
10 番委員	工藤 正	11 番委員	丹代 純嗣	12 番委員	葛西 雅博
13 番委員	今井 龍美	14 番委員	柴田 博明	15 番委員	桑田 久毅
16 番委員	小山内 知寛	18 番委員	山口 知治	19 番委員	長尾 浩

4 欠席農業委員（1 名）

17 番委員	三浦 良孝				
--------	-------	--	--	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（7 名）

平賀-2	阿部 功	平賀-3	七戸 茂春	平賀-4	齊藤 嗣郎
平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	小野 良	尾上-2	葛西 均
碓ヶ関	平山 純一				

6 欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

平賀-1	赤平 和総				
------	-------	--	--	--	--

7 出席事務局職員（4 名）

事務局長	小笠原 健	事務局長補佐	佐藤 満徳	碓ヶ関支局長補佐	長濱 貴弘
主査	谷川 智也				

8 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 74 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 75 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 76 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 77 号 農用地利用集積計画の取消について

議案第 78 号 農用地利用集積計画の決定について

報告第 56 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

9 会議の概要

あいさつ

(省略)

農業委員会憲章
唱和 (委員全
員)

(省略)

【開会 14 時 03 分】

議長 (今井龍
美)

これより、第 19 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19 名中 18 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
議事録署名者の指名について、議長より指名することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
2 番齋藤委員、3 番對馬委員の両名をお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、長瀨碓
ヶ関支局長補佐、谷川主査の出席を求めました。書記には、長瀨
碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。

それでは議案審議に入ります。本日の議案は、お手元に配付し
てある議案第 74 号から議案第 78 号までの 5 件、ほかに報告が 1
件でございます。

現地調査の報告を省略し、担当した委員の方から特に疑問点等
がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

はじめに、議案第 74 号を議題とし、事務局に説明を求めま
す。

谷川主査

それでは、1 ページをご覧ください。

議案 74 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、112 番が経営拡大、113 番と 114 番が新規就農、115 番から 117 番および 122 番が譲受人の耕作便利、118 番から 120 番が親及び親戚からの受贈、121 番が譲渡人の要望によるものです。

件数は 11 件、面積 25,851 平方メートル、田 9 筆 14,325 平方メートル、畑 27 筆 11,526 平方メートルとなっています。

次に、7 ページの賃貸借権設定について、133 番は基盤法から農地法 3 条への再設定によるものです。

件数は 1 件、面積 2,833 平方メートルで、地目は畑となっております。

今回、申請のあった案件については農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した農業委員の方で、疑問点等がある方がおりましたらお願いします。

ございませんか。

担当委員

ありません。

議長

それでは、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

小野委員。

尾上-1 小野委員

117 番の譲受人の住所と畑の住所が非常に近いみたいですが、隣接している場所で将来、地目変更などはあるのでしょうか。値段も結構いい値段なので。

谷川主査

今のご質問、117 番の農地の地番と譲受人の地番が近いということですが、こちら譲受人の宅地のすぐ隣に農地がありまして、譲受人でないと管理がしにくい場所になっておりますので、今回そういう原因でなっております。

尾上-1 小野委員

まるっきり隣なのか。くっついているのか。

事務局長

はい。自宅の隣になっております。

議長

他にございませんか。
山口委員。

18 番山口委員

113 番ですが、新規就農で 73 歳とありますが、まるっきり農家の経験は無いのでしょうか。

谷川主査

新規就農というかたちでありまして、農地もこれまで全く持ったことが無く、ただ農作業の経験については、りんご、田んぼ、ぶどうです。ぶどうについては 3 年目の経験があるということで、今回の場所についても、ぶどうを作付してやっていきたいという意思があったので、今回申請があがったものです。

議長

他にございませんか。
小野委員。

尾上-1 小野委員

私ここに現地調査に行ってきたのですけれども、この譲渡人の方のおそらく実家だと思うのですけれども、そこを買うという話はありませんか。今のままではこの畑を手入れ出来ないのですけれども。家の陰になっているものですから。今は誰も住んでいないのですけれども、おそらく譲渡人の方の実家だと思います。その宅地化とかは何かありませんか。

議長

暫時休憩いたします。

【休憩 14 時 12 分】

【再開 14 時 17 分】

議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

谷川主査

細かい情報までは確認していないのですけれども、農地の隣接する宅地がありまして、そこを歩いて農地の方に入っていくことを承諾の上、やっていくということで申請しているものです。
以上です。

議長

他にございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 75 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

8 ページをご覧ください。

議案第 75 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 3 の農地転用許可基準説明書と合わせて、9 ページをご覧ください。

こちらの申請地は、10 ページのとおり、金田小学校から南東に約 1.5 キロに位置しております。土地利用計画は、11 ページのとおり、農業用の倉庫です。これまでも農業用倉庫を設置して利用していましたが、農地であることが判明したため、今回の申請にいたったものです。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、3 番對馬委員、7 番今井委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

ありません。

議長

それでは、議案第 75 号について、質疑、ご意見を求めます。
何かございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 76 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

12 ページをご覧ください。

議案第 76 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

13 ページをご覧ください。

20 番の申請地は、14 ページのとおり、猿賀小学校から西側へ約 2.5 キロに位置しております。

土地利用計画は、15 ページのとおり、駐車場および雪捨て場です。

自宅の隣地のため利便性が良く、効率的に利用する予定とのことです。

21 番の申請地は、16 ページのとおり、小和森小学校から西へ約 300 メートルに位置しております。土地利用計画は 17 ページのとおりで、普通住宅の建築です。

申請者は合わせて隣接する農地を取得して耕作する予定です。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、3 番對馬委員、7 番今井委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

ありません。

議長

それでは、議案第 76 号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。次に、議案第 77 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

18 ページをご覧ください。

議案第 77 号 農用地利用集積計画の取消について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく別紙の農用地利用集積計画について、当事者双方の願いにより取り消したいので、承認を求めるものです。

19 ページをご覧ください。

こちらは、令和 5 年 6 月 13 日に許可され、翌日公示したものであります。

しかしながら、同年 7 月 4 日付けで取消願いの申し出があり、本議案として上程したものであります。理由としましては、農地の所在地でいいますと、沖館宮崎 291-2 の 1 筆を含めないもので、手続きしたいとのことでした。そのため、一度 4 筆で許可となったものを取り消し、改めて 3 筆分の売買手続きをしたもので、このあとの議案にあげておりますことを申し添えます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。それでは、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 78 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

20 ページをご覧ください。

議案第 78 号 農用地利用集積計画の決定について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

21 ページをご覧ください。

所有権移転について、153 番および 154 番は譲渡人の都合による売買、155 番は耕作便利、156 番が経営拡大によるものです。

件数は 4 件、面積 13,138 平方メートルで、田 5 筆 6,706 平方メートル、畑 5 筆 6,432 平方メートルです。

なお、売買価格については、別添 4 のとおりです。

次に、22 ページ、利用権設定について、こちらは全て経営拡大によるもので、53 番および 54 番は農地中間管理事業による一括方式の利用権設定となっております。

件数は 3 件、面積 22,951 平方メートルで、地目は全て田となっております。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました、1 番三浦委員、2 番齋藤委員、疑問点等がありましたらお願いします。

担当委員

ありません。

議長

それでは、利用権設定の 53 番および 54 番を除いて質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、利用権設定の 53 番および 54 番は、16 番小山内委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、小山内委員に退席を求めます。

(小山内委員、退席)

議長

それでは、利用権設定の 53 番および 54 番について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、53 番および 54 番を原案のとおり決定することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
小山内委員の入室を許可します。

(小山内委員、着席)

議長

次に、報告 1 件について、事務局に説明を求めます。

谷川主査

24 ページをご覧ください。

報告第 56 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

別添 5 関連案件一覧と合わせて、25 ページをご覧ください。

79 番は他者へ売買するため、80 番は借受人の申出により解約するものです。

件数は 2 件、面積 1,564 平方メートル、田 2 筆 583 平方メートル、畑 1 筆 981 平方メートルとなっております。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

山口委員。

18 番山口委員

17 ページですが、周り田んぼですが、下水や水道は通っている場所なのですか。住宅地の近くなのですけれど。

事務局長

図面上は田となっておりますけれど、隣も宅地で住宅が建っている場所ですので、水道、下水については通っています。

議長

他にございませんか。

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第 19 回総会を閉会いたします。

【閉会 14 時 31 分】